０８春監監第１４１号
令和８年９月１７日

春日市議会議長　様
春日市長　様
春日市教育委員会教育長　様

春日市監査委員　松　尾　英　二
同　　原　　克　巳

財務監査（支出命令等監査）結果報告書

下記のとおり財務監査（支出命令等監査）を実施しましたので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第９項の規定によりその結果を報告します。

記

１　監査基準への準拠

本監査は、春日市監査基準（令和２年３月監査委員告示第２号）に準拠して実施した。

２　監査の種類

地方自治法第199条第１項及び第４項の規定による監査

３　監査の対象

(1) 所管

全所管（学校を含む。）

(2) 内容（主なもの）

ア　令和８年７月支払分の支出命令及び支出負担行為兼支出命令

イ　令和８年７月処理分の精算、戻出命令、戻入命令等

ウ　令和８年７月処理分の収入伝票、支払伝票、振替伝票（いずれも下水道事業会計に係るもの）

※　調定等の歳入に係るものも対象とする。

※　支出負担行為のみ行うものは対象としない。

４　監査の着眼点

⑴ 支出命令等の内容は、法令に適合したものになっているか（合規性）。

⑵ 支出命令等に係る事務処理は、正確に行われているか（正確性）。

５　監査の主な実施内容

⑴ 支出命令の内容（支払金額、振込口座等）と証憑（請求書等）の内容について相違がないか確認

⑵ 支出命令に係る予算科目が適切であるか確認

⑶ 財務会計システム抽出データを用いた遅延利息、誤振り込み、未精算費用等の有無の確認

⑷ 必要に応じて、関係職員へ質問等を実施

６　監査の実施場所及び日程

⑴ 場所

春日市役所監査委員事務局執務室

⑵ 日程

令和８年８月３日から令和８年９月14日まで

７　監査の結果及び意見

支出命令等に関する事務の執行については、おおむね適正に実施されているものと認められました。